

第 3 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成27年9月30日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成27年9月30日(水曜日)

午前9時59分開議

午前11時52分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成27年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

議案第9号 平成27年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について

議案第10号 平成27年度農地海岸保全事業の経費に対する市町村負担金について

議案第11号 平成27年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

議案第50号 平成27年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

報告第26号 公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第27号 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第28号 公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第29号 公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第30号 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について

報告第31号 公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について

請第7号 台風15号により被災した果樹生産農家の復旧に関する請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①「熊本県人口ビジョン(案)」及び「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」について

出席委員(8人)

委員長	浦田祐三子
副委員長	山口裕
委員	山本秀久
委員	前川收
委員	吉永和世
委員	磯田毅
委員	岩本浩治
委員	大平雄一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長	濱田義之
政策審議監	田中純二
経営局長	田中信行
生産局長	園田誠
農村振興局長	小柳倫太郎
森林局長	江上憲二
水産局長	平岡政宏
農林水産政策課長	白石伸一
首席審議員兼団体支援課長	山口洋一
農地・農業振興課長	川口卓也
農地・農業振興課政策監	鳥井修
担い手・企業参入支援課長	吉野昇治
流通企画課長	荒木亮
むらづくり課長	村山直康
農業技術課長	下舞睦哉

農産課長 酒瀬川 雅 士
園芸課長 潮 崎 昭 二
畜産課長 中 村 秀 朗
農村計画課長 池 田 雄 一
農地整備課長 西 森 英 敏
技術管理課長 原 俊 彦
森林整備課長 赤 羽 元
林業振興課長 宮 田 修
森林保全課長 三 原 義 之
水産振興課長 木 村 武 志
漁港漁場整備課長 長 井 英 治
農業研究センター所長 松 尾 栄 喜

事務局職員出席者

議事課課長補佐 小 夏 香
政務調査課主幹 松 野 勇

午前9時59分開議

○浦田祐三子委員長 おはようございます。
ただいまから、第3回農林水産常任委員会
を開会いたします。

本日の委員会に7名の傍聴の申し出があり
ましたので、これを認めることにいたしまし
た。

次に、今回付託された請第7号について、
提出者から趣旨説明の申し出があっておりま
すので、これを許可したいと思います。

請第7号についての説明者を入室させてく
ださい。

（請第7号の説明者入室）

○浦田祐三子委員長 説明者の方へ申し上げ
ます。各委員には、請願書の写しを配付いた
しておりますので、説明は簡潔にお願いいた
します。

それでは、御説明をお願いいたします。

（請第7号の説明者の趣旨説明）

○浦田祐三子委員長 趣旨はよくわかりまし
た。また後でよく審査いたしますので、本日
はこれでお引き取りください。

（請第7号の説明者退室）

○浦田祐三子委員長 次に、本委員会に付託
された議案等を議題とし、これについて審査
を行います。

議案等について執行部の説明を求めた後
に、質疑を受けたいと思います。なお、審議
を効率よく進めるため、執行部の説明は着席
のままで簡潔に行ってください。

それでは、農林水産部長から総括説明を行
い、続いて関係課長から順次説明をお願い
いたします。

○濱田農林水産部長 それでは、着座のまま
失礼いたします。

初めに、先月25日の台風15号でございま
すが、果樹や施設園芸など、農林水産全般にわ
たり甚大な被害をもたらしました。被害額で
ございますが、9月18日現在、農業関係で約
38億円、林業関係で約24億円、水産業関係で
約2億円、合計約65億円となっております。

この場をおかりしまして、被害に遭われた
方々に心からお見舞いを申し上げますととも
に、委員長を初め委員各位には、直後に被災
現場をつぶさに調査をいただき、お礼を申し
上げたいというふうに思います。

速やかな復旧及び農家の経営再建につつま
しては、関係の補正予算を追加提案申し上げ
ております。今後とも、国や関係市町村等と
連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努
めてまいります。

また、阿蘇中岳でございまして、9月14日
に大きな噴火がありました。農林水産部関係
では、これまで大きな被害は確認されてお
りません。しかし、引き続き、警戒を怠らず、
情報収集に努めてまいります。

それでは、今回提案しております議案等の
概要を御説明申し上げます。

今回提案いたしておりますのは、一般会計
補正予算2件、市町村負担金関係3件、そし
て報告案件6件でございます。

このうち、まず補正予算案についてござ

います。

2種類ございまして、1つ目は、通常分でございます。

土着天敵を活用した新たなビジネスモデルづくりや親元就農の支援など、地方創生に関する経費、それから梅雨前線豪雨に伴います災害復旧に要する経費、それから阿蘇火山等に係る防災営農施設整備計画に基づきます降灰被害防除のための施設整備等を支援する経費、こうしたものなどを総額22億円余の増額補正をお願い申し上げます。

また、2つ目の追号分でございますけれども、台風15号による被災農家の経営再建に向けたハウス施設の復旧支援、それから、経営再開に向けた資金に係る利子補給、山地崩壊の復旧などに要する経費など、総額11億円余の増額補正をお願い申し上げているところでございます。

通常分と追号分を合わせまして、一般会計、特別会計の補正後の予算総額は678億円余となっております。

次に、市町村の負担関係でございますが、これは、平成27年度に県が実施する農林水産関係の建設事業、これに係る経費の一部について、受益市町村の負担率を定めるための3件の議案でございます。

次に、報告事案では、県出資の6法人について、経営状況を報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案の概要でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明を申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、その他報告事項としまして、県の人口ビジョン、それから、まち・ひと・しごとの創生総合戦略、これについて御報告を申し上げます。

以上、どうぞよろしくお願申し上げます。

○白石農林水産政策課長 農林水産政策課で

ございます。

本日は、補正予算の説明資料を2冊用意しております。1冊目が、平成27年9月議会、農林水産常任委員会説明資料(予算関係及び条例等関係)でございます。そして、別冊で用意しておりますのが、青い表紙の予算関係追号分でございます。また、県が出資等を行う6つの法人の経営状況説明資料、その他報告資料1つをお手元に配付しております。

まず初めに、平成27年9月議会、農林水産常任委員会説明資料の予算関係及び条例等関係をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

平成27年度9月補正予算総括表(通常分)でございます。

補正額(B)欄の一番下の欄でございます。農林水産部全体で22億6,000万円余の増額補正で、補正後の総額は667億円余となっております。

補正予算の詳細につきましては、各課から説明させていただきます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

18ページの議案9号から22ページの議案11号までは、いずれも平成27年度の農林水産関係の建設事業につきまして、受益市町村が負担する経費の負担率を定めるものでございます。

県が行う建設事業につきましては、法律上、その経費について受益市町村に負担させることができることとなっております。この負担率を定めるに当たりまして、受益市町村の意見を聞いた上で、県議会の議決を経て定めることとなっております。

議案につきましては、根拠法令ごとに、18ページの議案第9号が地方財政法関係、20ページの議案第10号が海岸法関係、21ページの第11号が土地改良法関係のものとなっております。

各事業の負担割合は、国のガイドラインな

どにより設定したものでございまして、受益市町村の同意を得たものでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

ここから28ページまでは、県が一定割合の出資または財務負担を行っている6つの法人についての経営状況の報告でございます。詳細につきましては、それぞれ担当課から説明をさせていただきます。

続きまして、別冊の9月補正予算の追号関係、青い表紙の分の資料でございます。

その1ページをお願いいたします。

平成27年度9月補正予算総括表(追号分)でございます。

追号分の補正額が追加補正額のC欄でございますが、一番下のほうを見ていただきますと、追号分として全体で11億円余の増額補正で、補正後の総額は、その右欄、ABCの合計欄ですが、678億円余となっております。

次に、農林水産政策課の補正予算を説明いたします。

追号分の2ページをごらんください。

上段の農業総務費でございます。

農業公園費の右の説明欄をごらんください。

農業公園施設災害復旧事業ということで、台風により被災した農業公園施設の復旧及び風倒木処理に要する経費といたしまして、270万円余を計上しております。

その下の段、農業研究センターの欄でございます。説明欄をごらんください。

台風により被災した農業研究センター施設の復旧及び風倒木の処理に要する経費として、2,929万円余を計上しております。

農林水産政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口団体支援課長 団体支援課でございます。

引き続き、追号資料関係の3ページをお願い

いたします。

経営対策資金助成費として、1,100万円余をお願いしております。

これは、台風15号によります被害対策として、融資を受けられる農業者に対する利子補給や補償を受ける場合の保証料補助及び保証を引き受ける農業信用基金協会のリスクを軽減するための補助で、融資枠は40億円と設定してございます。

あわせて、債務負担行為をお願いしております。

下段につきましては、同じく被害対策として、融資を受けられる漁業者の方に対しまして、農業と同様の利子補給や保証料補助、さらには、漁業信用基金協会のリスクを軽減するための補助でございまして、融資枠は1億5,000万円を設定しております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

共同利用施設災害復旧費です。

これは、農協や農事組合法人が被災した共同利用施設の復旧を行う場合の国の補助でございまして、9,300万円余をお願いしております。

団体支援課は以上でございます。よろしくようお願いいたします。

○川口農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。

平成27年9月議会、農林水産常任委員会の説明資料の予算及び条例等関係の2ページをお願いいたします。白表紙のやつでございます。

これにつきまして、まず、上から3段目の農村地域農政総合推進事業費です。1,500万円の増額補正をお願いしております。右側の説明欄に記載していますように、地方創生先行型交付金を活用した新規事業でございます。

本事業は、中山間地域の担い手が不足する

地域で、地域外からの担い手の受け入れや農地集積を進めるための経費について、市町村等に対する助成を行うものでございます。

次に、最下段の農用地利用集積等推進基金積立金ですが、140万9,000円の増額補正をお願いしております。

これは、平成26年度に実施した農業委員会の農地台帳の整備に係る経費を基金から支出したものでございますが、事業費の確定に伴い、執行残額を基金に返納するものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

国庫支出金の返納金です。総額で2,279万7,000円の増額補正をお願いしております。内容につきましては、右側の説明欄をお願いいたします。

1の農地中間管理機構事業の国庫返納金、それと、2の農業公社が行う農地売買事業の返納金、3の農業委員会が行う活動に対する助成金、4は、市町村が策定する人・農地プランを支援するための経費等でございますけれども、1から4いずれも事業費の確定に伴います国への補助金返納に係る増額補正でございます。

農地・農業振興課としまして、最下段のとおり、3,920万円余の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、報告をさせていただきます。

別冊の公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

1ページめくっていただきますと、経営状況を簡単に要約した裏表の紙がございます。その資料で御説明をさせていただきます。

ローマ数字のⅠでございますけれども、基本情報でございますが、1の設立目的にありますように、農業公社では、農地保有合理化や畜産基盤整備による農業経営基盤の強化、それと、新規就農支援、農業公園の管理等を

行っております。

2のこれまでの経緯ですが、昭和46年に農地管理公社として設立され、平成24年4月1日に公益財団法人へ移行し、名称を公益財団法人熊本県農業公社に変更しております。

飛びまして、5の基本財産でございますけれども、基本財産は5億3,800万円余、県の出資率は47.4%となっております。

ローマ数字のⅡをお願いいたします。

平成26年度決算の概要についてですが、会計としまして、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の3会計がございます。

上から3段目の当期経常増減額をごらんください。

これは各会計の一般的な支出をあらわす欄ですが、26年度は、3会計とも赤字となっております。通常は、この収益事業で黒字を出して、それで公益事業の赤字を補填するものですが、26年度につきましては、農業公園の魅力を高めるため、いろんな施設の導入等を行っております。そういうことから合計で530万余の赤字となっておりますが、これは経常的に赤字というものではございませんで、26年度に限った特殊要因となっております。

次に、裏面をお願いいたします。

ローマ数字Ⅲの事業実績等でございます。個別の事業実績等について御説明いたします。

最初に、1の農地中間管理等事業についてです。

26年度の実績としまして、353ヘクタールの農地を借り受け、その貸し付け実績は208ヘクタールとなっております。

次に、2の農地中間管理機構の特例事業についてです。

26年度の買い入れ面積は78ヘクタール、売り渡し面積は86ヘクタールとなっております。

次に、3の畜産公共事業についてですが、

県南部で飼料畑の造成等の事業を行っております。

続きまして、4の新規就農支援事業についてです。

各地域の就農支援アドバイザー11名などによりまして、新規就農者への助言、指導、活動を強化し、26年度では、全体で738件の相談に対応しております。

最後に、5の農業公園管理運営等事業についてですが、県農業公園の指定管理者として、施設の管理、運営を受託しております。平成26年度の入園者数は、対前年度比1.2%増の47万6,000人となっております。

以上が公益財団法人熊本県農業公社の経営状況についての概要でございます。

農地・農業振興課は以上でございます。

○吉野担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

予算関係及び条例等関係のつづり、白いほうでございますけれども、そちらの4ページをお願いいたします。

3本の新規事業を計上しておりますけれども、いずれも多様な担い手の育成や雇用創出等によりまして地方創生を目的とするものでございまして、国の地方創生先行型交付金を活用して実施するものでございます。

まず1つ目ですけれども、農村地域農政総合推進事業の中で、農業法人の広域展開支援事業としまして530万円余を計上しております。

本事業は、中山間地域へ事業展開を行う県内の農業法人の取り組みを支援することで、進出地域の雇用創出等の活性化を図るものでございまして、事業展開に伴う農地整備や機械導入、施設整備に対する助成でございます。

次に、新しい農業の担い手育成費ですけれども、2事業を計上させていただいております。1つは、産地形成大規模農業参入促進事

業でございます。200万円を計上させていただいております。

本事業は、新たな産地化に取り組みます、営農面積20ヘクタール以上というような大規模な農業参入を支援するもので、参入法人が行います用地造成や施設整備等に対する助成でございます。

2つ目でございます。親元就農支援事業で、800万円余を計上いたしております。

本事業は、県立農業大学校に、農業の即戦力となる親元就農者に対する充実した研修コースを新設するための施設整備等に要する経費でございます。

次、5ページをお願いいたします。

国庫支出金返納金でございます。

これにつきましては、経営体育成支援事業につきまして、過年度分の同事業の事業費確定に伴いまして、国庫支出金の余剰分を返納するものでございます。

担い手・企業参入支援課は以上です。

○荒木流通企画課長 流通企画課でございます。

資料は、同じ資料の6ページをお開きいただきたいと思っております。

農業総務費の国庫支出金返納金といたしまして、284万の増額補正をお願いしております。

これは、右の説明欄にございますように、6次産業化ネットワーク活動交付金、これは農林水産業者などがさまざまな方々とネットワークを組んで、新商品の開発ですとか、販売促進あるいは加工販売施設等の整備などを実施する際の国の補助事業でございますけれども、その事業費の確定に伴いまして、執行残を県を通じて国に返納するものでございます。

流通企画課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○村山むらづくり課長 同じ資料の7ページをごらんください。

国庫支出金返納金、114万2,000円を計上させていただきます。

こちらは、鳥獣被害防止総合対策交付金国庫返納金の事業費確定に伴う精算返納金でございます。

以上でございます。

○下舞農業技術課長 農業技術課でございます。

引き続き、説明資料の8ページをお願いいたします。

農作物対策推進事業費、生きものと共生する産地育成モデル事業、地方創生先行型交付金分でございます。

土着天敵を活用した病虫害防除の普及に向けた増殖ビジネスモデルの育成等を行うための経費として、2,119万円をお願いしております。

この事業では、ナスの病害について、農薬を使わない防除法を拡大するために、農家に配付する土着天敵の増殖を行い、あわせて土着天敵の使用方法を指導する指導員の配置などを行うこととしております。

これにより、新たな土着天敵増殖ビジネス等を雇用の創出につなげるとともに、環境に優しいグリーン農業の取り組みを一層進めることとしております。

農業技術課は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○酒瀬川農産課長 農産課でございます。

ただいまの資料の9ページをお願いいたします。

上段部でございますけれども、1億8,000万の補正をお願いいたしております。

これは、右側説明欄に記載しておりますとおり、阿蘇山並びに桜島の降灰に備えて、お茶の洗浄施設等を整備するための補助経費で

ございます。

防災営農施設整備計画に基づく国庫事業を活用し、県、市町村連携して、施設の導入支援を行うものでございます。

下段のほうでございます。

国庫支出金の返納金でございます。5,000円の補正をお願いいたしております。

これは、経営所得安定対策推進事業費補助金の事業費確定に伴い、国庫支出金の返納を行うものでございます。

農産課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○潮崎園芸課長 園芸課でございます。

引き続き、予算関係資料の10ページをお願いいたします。

阿蘇火山の降灰対策です。

これまで、野菜やハウスの徐灰対策のために、2月や4月の知事専決及び6月補正の県単独事業によりまして、洗浄機器などの導入を支援してまいりました。

今回の補正額2億2,800万円余は、活動火山特別措置法に基づきまして、5月に国に提出しました防災営農施設整備計画のうち、園芸作物対策として、本年度実施分に必要な予算でございます。

今回は、国庫事業を活用いたしまして、阿蘇市、高森町を対象地域に、ビニールハウスの整備や洗浄用水確保のための井戸の掘削に対して助成をすることとしております。

次に、水色の表紙の追号分の資料5ページをお願いいたします。

台風15号の被害対策の予算でございます。

追加補正額は4億4,200万円余です。園芸、果樹の復旧対策といたしまして、被害を受けたハウスの復旧や被災作物の生育回復等の経費に助成をいたします。

内容について少し説明をいたしますと、まずハウスの復旧に関しましては、今後も台風襲来のおそれがあるため、創造的復旧の観点

から、単なる現状復旧ではなく、耐風性向上などの機能強化を要件とする本県独自の取り組みを講じることといたしました。

具体的には、補強パイプを入れたり、一回り太いパイプに変えるなど、少しでも耐風性が強化するよう工夫されたハウスへの復旧を支援の対象にすることとしております。

補助率につきましては、ハウス建設に要する費用から共済支払い金に当たる額を差し引いた残りに対しまして、県が20%、市町村が20%を負担いたします。

なお、共済加入者、未加入者の不公平感が出ないように、未加入者の場合も、加入しているものとみなすとともに、共済への加入を支援の要件としております。

次に、作物被害に関しましては、4つの対策を講じることとしております。

1つ目は、植えかえ補殖でございます。倒伏いたしました果樹の改植や補殖、全滅したハウス内作物や露地作物の全面植えかえに必要な種苗費などの経費を、定額で助成いたします。

2つ目は、生育回復対策です。被災した野菜、花、果樹を対象に、10%以上の収量減が見込まれる場合に、早期回復を目的といたしまして、液肥とか殺菌剤などの散布に対して、3分の1以内で補助をいたします。

3つ目は、樹勢回復でございます。特に被害が大きかったクリと梨を対象に、10%以上の収量減が見込まれる場合に、クリに対しては、堆肥や有機肥料などの投与、及び耐風性を向上するため、樹高を低くするモデル的な取り組みを、また、梨に対しましては、来年の花芽を確保する花芽接ぎに、それぞれ3分の1以内で補助をいたします。

それから4つ目は、病害虫の蔓延防止などの対策です。台風後の病害虫の発生防止や品質低下防止などのために、10%以上破損をした防虫ネット、暴風ネット、果樹のシートマルチなどの復旧に対して、3分の1以内で補

助をいたします。

以上が支援の概要でございますが、先ほど果実連からありました請願の内容には、別途金融支援も含めまして、全て対応できる支援策になっていると考えております。

また、今申し上げました支援につきましては、台風が通過した8月25日の午後からの取り組みが対象になるよう、さかのぼるといような柔軟な対応をすることで、高齢者を含む被災農家の営農継続や生産力の早期回復に努めてまいります。

最後に、報告でございます。

一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況につきまして、別冊の資料で説明をいたします。

表紙をめくっていただきまして、2枚目の概要の資料で説明をいたします。

資料の1の設立の目的にありますように、当協会は、野菜生産出荷安定法に基づく価格安定事業といたしまして、野菜の価格低下に対して、補給金の交付を行っているところでございます。

ローマ数字Ⅱの平成26年度決算の概要でありますけれども、協会の事業活動の損益をあらわします一般正味財産増減の部では、150万円ほどのマイナス、補給金など使途に制限があります指定正味財産の部では、2,950万円ほどのマイナス、トータルの正味財産期末の残高、一番下でございますけれども、3億6,430万円余となっております。

次のページをお願いします。

事業の実績でございます。

3番目の補給交付金の交付実績といたしまして、保証基準額を下回りましたアスパラガス、ミニトマトなどに7,216万円余を、また、県内向けの野菜として、春キャベツ、ホウレンソウに3万5,000円余を交付しております。

園芸課、説明は以上でございます。

○中村畜産課長 白表紙の農林水産常任委員会の説明資料の11ページをお願いいたします。

上段の畜産経営安定対策事業費として、補正額10万円余をお願いしております。

これは、説明欄に記載のとおり、一般財団法人畜産環境整備機構からの受託事務費内示増に伴うものでございます。

下段の国庫支出金返納金として、補正額870万円余をお願いしております。

これは、説明欄に記載のとおり、平成13年に公社営畜産基地建設事業において整備しました畜舎の財産処分に伴う国庫支出金の返納でございます。

続きまして、水色表紙の追号の説明資料、6ページをお願いいたします。

畜産経営安定対策事業費として、補正額4,070万円をお願いしております。

これは、説明欄に記載のとおり、台風15号で被害を受けた畜産農家の経営再建に向けた畜舎等の補修、飼料作物の作付経費に要する経費を助成するものでございます。

続きまして、報告第28号公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

お手元の別冊でお配りしております公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類について、目次の次に26年度の決算概要をおつけしておりますので、その資料に基づき説明させていただきます。

まず、ローマ数字Ⅰの基本情報についてでございます。

当協会は、畜産農家やその組織する団体の経営・運営指導、飼養管理及び保健衛生の指導、畜産物価格安定対策、家畜改良を通じて、畜産経営の安定的発展、安全、安心な畜産物の供給を目的に、社団法人熊本県畜産物価格安定基金協会を初めとする畜産関係5団体が再編統合し設立された法人で、24年4月に公益社団法人に移行しております。

組織は、県、市町村、農業団体、家畜自衛防疫促進協議会等、71団体で構成しております。

基本財産であります寄託金は3億8,913万円でございます、このうち県は全体の41.1%、1億6,000万円でございます。

ローマ数字Ⅱの平成26年度決算の概要についてでございますが、畜産経営体の育成、経営指導、家畜衛生対策及び畜産物価格安定対策を行う公益目的事業会計と、家畜改良・登録を行う収益事業関係及び基本的な法人を運営する法人会計の3区分で運営されております。

下の表の正味財産増減計算書の右端の合計欄で御説明をいたします。

一般正味財産増減の部の当期経常増減額(A)でございますが、272万7,000円、当期経常外増減額(D)12万8,000円を合わせました当期正味財産増減額(H)は、285万円余の黒字となっております。これにより、正味財産増減額期末残高は、(J)になりますが、1億6,370万円余となっております。

次に、指定正味財産の増減の部でございます。

指定正味財産は、子牛価格安定制度など、複数の生産者積立金の増減でございます。26年度は、畜産物価格が堅調に推移したことから、生産者の積立金に対しまして家畜への補填金の交付が少なかったため、当期指定正味財産の増減額(K)は、30億6,518万円余となっております。

一番下の行の正味財産期末残高、積立金の残になりますが、合計で87億1,778万円余となっております。

裏面をお願いいたします。

事業の実績でございます。

1、2、3が公益目的事業会計で、4が収益事業会計になっております。

まず1は、畜産経営体の育成・経営支援を行うもので、国、県や独立行政法人農畜産業

振興機構の事業を活用しまして、畜産農家の経営改善指導や畜産に関する調査研究を行っております。

2は、国民生活の安全安心に資する家畜衛生対策の推進でございます。

家畜衛生対策の推進を図るため、ワクチンの接種や家畜防疫互助基金などによる衛生対策を推進しているところでございます。

3は、畜産物の価格安定を図る業務でございます。

肉用子牛生産安定特別措置法に基づく指定団体といたしまして、生産者積立金の管理及び交付業務を実施しております。

26年度は、肉用子牛については発動実績はありませんでしたが、肥育牛につきましては、2万4,500頭余に対しまして、10億8,920万円余を交付しております。

4は、家畜改良・登録の推進でございますが、肉用牛の個体登録、登記、産肉能力の統計分析・評価等を実施しているところでございます。

以上、公益社団法人熊本県畜産協会の経営概況について説明を終わります。

畜産課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○池田農村計画課長 農村計画課でございます。

白表紙の説明資料の12ページをお願いいたします。

土地改良施設維持管理事業費の国庫内示増に伴い、8万8,000円の増額補正をお願いしております。

農村計画課は以上でございます。

○西森農地整備課長 農地整備課でございます。

同じ説明資料の13ページをお願いいたします。

今回の9月補正でお願いしておりますの

は、農地災害復旧費でございます。

当初予算としまして、団体災害復旧分として5億2,000万、県営災害復旧分として800万を計上しておりましたが、今年度の4月から7月までの梅雨前線豪雨による被災により、今回、9月補正としまして、団体営災害復旧費としまして5億9,300万、また、県営災害復旧費としまして9,300万の増額補正をお願いするものでございます。

農地整備課は以上でございます。

○原技術管理課長 技術管理課でございます。

同じ資料、14ページをお願いいたします。

農業土木行政情報システム費といたしまして、地方創生枠で5,600万円余の増額補正をお願いしております。

これは、地籍図や地形図と、水田台帳や農地台帳等の必要な農地情報を複数重ねて見える化することによりまして、農業土木にとどまらず、農業、農村の諸問題に対して、現状分析、課題抽出、施策検討が可能となるシステムを構築する事業でございます。

既に市町村単位で稼働しますシステムを運用しておりまして、本年度は、複数市町村にまたがる範囲で見える化し、市町村の枠を超えて、広域かつ緊急的に地域施策の展開を可能とし、地方創生の加速化に資するシステム開発を計画しております。

技術管理課は以上でございます。

○赤羽森林整備課長 森林整備課でございます。

報告第29号の熊本県林業公社の経営状況につきまして、別冊の公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類により御説明させていただきます。

別冊資料の表紙をめくっていただきまして、右側になりますけれども、ローマ数字Iの基本情報でございます。

設立の目的ですけれども、環境の保全に配慮した造林等に関する事業を行うことにより、森林の公益的機能の維持増進を図り、林業の活性化と山村地域の振興及び住民生活環境の向上に寄与することです。

これまでの経緯ですけれども、昭和36年に五家荘林業公社として設立され、その後、昭和46年に松くい虫被害が全県的に蔓延したため、その被害跡地の造林を進めるために、県内一円を対象とする熊本県林業公社に改組しております。なお、平成25年4月1日に公益社団法人に移行しております。

組織等は、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、ローマ数字Ⅱの平成26年度決算の概要でございます。

正味財産増減計算書を記載しておりますけれども、貸借対照表、収支計算書で御説明したほうが公社の経営状況がわかりやすいと思いますので、初めに、次のページに参考として載せております表で説明いたします。

1枚めくっていただきまして、上になりますけれども、まず貸借対照表でございます。

資産の部の流動資産は、未収金等でございます。固定資産は、ほとんどが山林としての資産で、307億2,000万円余でございます。

右側の負債の部の流動負債は、次期返済長期借入金、未払い金等でございます。固定負債は、ほとんどが長期借入金でございます。

流動負債の次期返済借入金と合わせまして、県からの借入金が約235億円、日本政策金融公庫からの借入金が約72億円となっております。

次に、その下の表の収支計算書でございます。

左側、支出の部の事業費は、間伐等の造林事業費及び県有林の保育、管理を受託したものの等の受託事業費でございます。

支払い利息は、日本政策金融公庫からの借入金に係る支払い利息でございます。

借入金返済支出は、県及び日本政策金融公庫からの借入金の元金償還分です。

これら支出の合計額は、7億7,700万円余となっております。

次に、右側の収入の部です。

事業収入は、主に間伐材等の売り払い収入及び受託事業収入でございます。

公社有林は、木を植えてから年数がたつておらず、本格的な伐採年齢に達していないことや経営改善の一貫として長伐期化を推進していることもあり、収入の大半は間伐を行った木材を販売する事業で、収入額は5,353万円でございます。

補助金収入は、森林整備に係る造林補助金です。

借入金収入は、県からの長期借入金でございます。

収入の合計額は、8億2,190万円余となっております。

前のページをお願いいたします。

正味財産増減計算書でございます。

平成24年度から会計基準を移行したことに伴い、公益目的事業会計、収益事業会計及び法人会計の3つの会計に区分しております。

表の一番上、白抜きのところですが、一般正味財産増減の部の当期経常外増減額にマイナス1億750万円余を計上しておりますが、これは森林資産の減損損失によるものでございまして、伐採時には固定資産から流動資産に移すことが必要ですけれども、その際に時価評価を行い、時価評価額が固定資産価格を下回る時は、その差額を減損損失として計上するというルールにのっとりたものでございます。

1枚めくっていただきまして、次のページをごらんください。

次のページの真ん中にごございますローマ数字Ⅲの事業実績等でございます。

まず、1番の分収契約による森林整備です。

林業公社による森林整備は、土地所有者と公社が契約を結び、林業公社が費用を負担しまして、造林、保育、管理を行い、伐採時に木材の販売収入を林業公社と土地所有者で分け合う分収契約方式により実施しております。

その分収の割合ですけれども、当初、林業公社が6、土地所有者が4の割合を基本としておりましたが、平成4年度以降は、林業公社7、土地所有者が3の割合を基本としております。

平成26年度末の契約件数は1,436件、面積は約9,267ヘクタールです。

2番の主要事業の実績ですが、現在、新規の契約を凍結しており、新植はゼロとなっております。下刈り等、その他の作業につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、ローマ数字Ⅳの林業公社の経営改善に向けた取り組みでございます。

林業公社につきましては、長期にわたります木材価格の下落、低迷等によりまして、借入金の増大など、将来的な収支見通しが大変厳しい状況にあります。

このような中、これまで、組織の縮小や職員数の削減、県からの貸付金の無利子化等の経営改善の取り組みを進めてきたところでございますが、平成20年3月に、県で設置しました熊本県林業公社経営改善推進委員会から、さらなる追加的な改善策に最大限取り組むべきであるとの提言をいただきました。この提言等を踏まえまして、現在、追加的経営改善策に取り組んでいるところでございます。

その改善策の1つ目ですが、長伐期化の推進でございます。

これは、分収相手方の御理解を得まして、通常50年生程度で木を伐採するものを、80年生程度に延長いたしまして、公益的機能の維持増進と木材収入の向上を図るものでございます。平成26年度末までの契約変更面積は、

5,601ヘクタールとなっております。

2つ目の改善策は、分収割合の見直しでございます。

分収割合が、林業公社6、土地所有者4の契約につきまして、契約相手方が個人の場合は7対3に、市町村、財産区の場合は8対2に変更をお願いしているところでございまして、平成26年度末までの契約変更面積は4,377ヘクタールとなっております。

平成20年度に、個人との分収割合の見直し等を関係機関が連携、協力して取り組むため、県、林業公社、関係市町村等で構成する熊本県美しい森林整備対策協議会を設置し、平成21年度から、分収割合の見直しの具体的な働きかけを行っているところです。今後、分収契約の見直しについて、関係機関と連携しながら進めていく所存です。

3つ目の改善策は、事業の見直しでございます。

素材生産の増加を図るため、発注規模の拡大や複数年施行等の実施により、間伐面積335ヘクタールの契約を行いました。また、木材輸出の情報収集を実施し、平成27年度から輸出に取り組むこととしております。

今後とも、県、公社一体となって、経営改善に最大限努力してまいる所存でございます。

森林整備課からは以上でございます。

○宮田林業振興課長 林業振興課でございます。

予算関係及び条例等関係資料の15ページをお願いいたします。

林道災害復旧費の上段、過年林道災害復旧費につきましては、説明欄に記載しておりますように、市町村が施行します林道施設災害の復旧を補助するもので、213万円余の増額補正をお願いしております。

下の段、現年林道災害復旧費につきましては、ことしの梅雨前線豪雨によります2億

391万円余の増額補正をお願いしております。

続きまして、水色の表紙の追号分資料の7ページをお願いいたします。

現年林道災害復旧費としまして、台風15号によります3,367万円の追加補正をお願いしております。

続きまして、報告第30号公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況についてですが、別冊の経営状況を説明する書類で御説明いたします。

1枚お開きいただきまして、ページの右側、平成26年度決算概要についてです。

まず、1の設立の目的ですが、当基金は、林業事業体に雇用される林業従事者の安定確保と育成を図ることを目的に平成元年11月に設立され、平成24年から公益財団法人に移行しております。

2の経緯についてですが、県、市町村等の出捐によりまして、平成9年度までに約32億円の基金を積み立て、また、同じ年に、法律に基づき、熊本県林業労働力確保支援センターに指定されております。

次に、5の基本財産についてです。

基本財産の一部取り崩しや民間の会社からの出捐等を経まして、現在額は30億3,700万円余となっております。

次に、6の基本財産の利子収入についてですが、一番下の表の右の欄に記載しておりますように、昨年度は1億1,400万円余の収入となっております。適正な財産運用がなされていると考えております。

裏のページをお願いいたします。

平成26年度決算の概要について、上の表、正味財産増減計算書で御説明いたします。

まず、一般正味財産は、当期経常増減額が、合計欄の記載のように、537万円余の減、また、指定正味財産は1億3,400万円余の増となり、合わせた正味財産期末残高は29億8,000万円余となっております。

次に、事業の実績についてです。

公益法人としまして、公益目的事業を実施しておりますが、事業費は2億2,800万円余となっております。

事業の内容は、下の表に記載しておりますように、①の林業労働力確保等に関する事業では、退職金共済や社会保険への加入促進対策として、延べ1,200人への助成、それから、新規参入者を雇用した事業体への助成等を行っております。

また、②から⑥の事業では、国や県からの補助、委託事業によりまして、林業未経験者を対象とした集合研修、講師養成研修を初め、林業事業体への指導、林業技能競技会開催等の広報啓発活動、林業事業体への職業紹介等の事業を行っております。

林業振興課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○三原森林保全課長 森林保全課でございます。

白表紙、予算関係及び条例等関係資料の16ページをお願いいたします。

第1段目、治山費について、4億1,730万円余の増額補正をお願いしております。

これは、6月から7月の集中豪雨により発生した山地の崩壊等を早急に復旧するため、特に緊急を要します八代市、上天草市、苓北町など6カ所を、国庫補助事業の緊急治山事業で復旧するとともに、国庫補助の対象とならない人家裏等の箇所を、単県治山事業として11カ所を県営事業、21カ所を市町村営事業として復旧するものでございます。

次に、4段目、治山施設災害復旧事業について、8,010万円の増額補正をお願いしております。

これも、集中豪雨により被災した治山施設2カ所を復旧するものでございます。

続きまして、別冊、水色の予算関係追号の8ページをお願いいたします。

第1段目、治山費について、4億5,570万円余の追加補正をお願いしております。

これは、台風15号により発生しました山地の崩壊等を復旧するために、特に緊急を要する山江村、八代市など4カ所を緊急治山で復旧するとともに、国庫補助の対象とならない人家裏等の箇所を、単県治山事業として復旧することとしておるものでございます。

次に、4段目、県有林費についてでございます。250万円の増額補正をお願いしております。

これは、熊本県と熊本市で管理します立田山憩いの森で発生いたしました風倒木を処理するものでございます。

森林保全課は、合計で補正額4億9,700万円に加え、追加補正4億5,800万円余をお願いするものでございます。

森林保全課は以上でございます。

○木村水産振興課長 水産振興課でございます。

報告の第31号でございます。公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況の説明でございます。

別冊の資料のほうをよろしくお願ひいたします。

1枚めくられまして、概要のほうで説明させていただきます。

設立の目的ですが、当協会は、栽培漁業の推進のため、県からの委託を受けて放流用の稚魚等の生産を行っております。あわせて、放流並びに水産動植物の育成を計画的かつ効率的に推進する事業を行い、県民への水産物の安定供給と海洋環境の保全に寄与することを目的としております。

次に、これまでの経緯ですが、当協会は、昭和59年7月に財団法人熊本県栽培漁業協会として設立し、新公益法人制度に基づきまして、公益財団法人くまもと里海づくり協会へ平成23年4月1日に移行しております。

協会の組織については、記載のとおりでございます。

当協会の基本財産は5億9,000万円であり、県からの出捐金は1億9,000万円で、その出資比率は32.2%となっております。

平成26年度決算の概要につきまして、正味財産増減計算書で御説明いたします。

協会の会計は、県からの委託を受け、放流用の稚魚の生産や配付を行う公益事業会計、民間養殖業者に向けて放流用のアユ稚魚を生産する収益事業会計、基本財産の運用を行う法人会計の3会計で運営されております。

表の2段目の当期経常増減額は、公益事業会計でマイナス1,527万円、収益事業等会計で53万円のプラス、法人会計で945万円余となっております。

総合計でマイナス528万円余となっておりますが、これは、公益事業において、ヒラメの稚魚を生産する際に病気を発生させてしまったため、生産により多くの費用がかかってしまい、マイナスとなったものです。なお、平成27年度は、病気の対策を十分に行い、無事生産、放流がなされております。

協会の財産についてですが、表の最下段にお示ししましたように、正味財産期末残高は総合計で7億8,010万円余となっております。

続きまして、協会の事業についてですが、まず(1)の公益目的事業のうちの里海づくり推進事業では、県の委託を受けて、マダイ、ヒラメなど11魚種の水産動植物の種苗の生産及び配付を、県下の市町、漁協、栽培漁業地域展開協議会等へ行っております。

次に、共同放流事業推進のため、栽培漁業地域展開協議会へ負担金を支払うとともに、事務局を担っております。

さらに、マダイ、ヒラメの放流効果を把握するため、県内主要市場でモニタリング調査を実施しております。

次に、里海づくり技術開発試験では、本県

を代表するブランド品として期待されるクマモト・オイスターの大量種苗生産の技術開発試験及びハマグリやマコガレイ種苗の中間育成技術開発試験等を県から受託して実施しております。

また、アワビやウニ類を対象とした餌料用海藻培養として、ヒジキの人工種つけ技術の開発をあわせて行っております。

次に、(3)の里海づくり事業の啓発普及では、八代漁協が実施する種苗生産や各漁協によるマダイ、ヒラメ等の育成及び放流に関して、指導、助言を行っております。

また、小学校等の研修依頼を積極的に受け入れ、種苗生産等を説明し、里海づくり事業が県民に広く理解されるように取り組んでおります。

次に、その他の事業についてでございますが、内水面養殖業の発展を目的に、アユの養殖用の稚魚を生産し、販売しております。

水産振興課は以上です。

○長井漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

白色の通常分の委員会説明資料をお願いします。17ページでございます。

漁港建設管理費につきましては、補正額1億1,200万円余の増額補正をお願いしております。いずれも国庫補助の内示増に伴うものでございます。

まず、2段目の漁港関係港整備事業費でございますが、補正額8,100万円余でございます。説明欄をお願いします。

水産物供給基盤機能保全事業費は、施設の長寿命化対策の実施により、更新コストの平準化と縮減を図るもので、今回の補正は、県管理の宮田漁港におきます機能保全工事、また、市管理におけます白戸漁港ほか3漁港における機能保全計画の策定を実施するものでございます。

3段目の水産生産基盤整備事業費は、補正

額3,100万円余で、県管理であります御所浦漁港の防波堤工事につきまして、事業費の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、4段目の漁港災害復旧費でございますが、2億1,200万円の増額補正をお願いしております。

これは、6月の豪雨により被災しました県管理の富岡漁港の岸壁につきまして、早急に復旧工事を実施するものでございます。

漁港漁場整備課としましては、合わせまして3億2,400万円余の増額補正をお願いしております。補正後の予算総額は、計の欄にありますように、32億9,500万余となります。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、これより質疑を受けたいと思います。なお、質疑を受けた課は、課名を言って、着席のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 今回、台風15号の災害、特に施設園芸関係のハウスがかなりやられているということで、復旧に全力で当たっていただきたいと思っておりますし、また、できれば我々政治の側も、しっかり補助額の上乗せ、特に国庫補助について、しっかり努力をしていきたいというふうに、歩調を合わせて頑張りたいというふうに思っておりますけれども、施設園芸の場合は、先ほどの説明でもありましたとおり、耐候性を高めたハウスに変えていただくことが前提で復旧費補助をやるというお話だったと思っております。

そうすると、高齢者が多い農家の中には、今さらまた新たな投資をしてハウスをつくって、まあ老い先短いとまでは言いませんけれども、この先何年営農ができるのかがわからない状況の中で、もうそこまでしては復旧しないという農家も出てくるんじゃないかとい

うことの懸念を持っております。

そこでですけれども、先ほども説明がありました。農業振興課のほうでは、農地中間管理機構に対する管理もやっていただいております。今後——去年、おとしぐらいからですか、農地の流動化に向けた仕事を農地中間管理機構を中心にやっていただいておりますけれども、土地の集積については農地中間管理機構でやられるということですが、私が聞いたところによると、農地の上に乗っかっている施設については、その対象ではないという話をちょっと伺っております。

せっかく日本一の施設園芸の産地になった熊本でありますけれども、今回の台風の被害によって、施設を復興しないという農家が出てくると、当然生産額も落ちてくるわけでありまして、また、担い手は、やっぱり集積しながら規模拡大もしていきたいというニーズも持っていらっしゃるというふうに私は思っていますから、できれば、その農地中間管理機構の集積のあり方の中で、国の法律がどうかは私は知りませんが、存じていませんけれども、熊本は熊本型で、土地とともに固定資産になっているような——あのパイプハウスみたいな簡易なものとは別として、たしか資産評価もあって、固定資産税も払っていらっしゃるような耐候性ハウス、そういうものについては、一緒に集積をして担い手に貸していくという、そういう取り組みをちゃんとやれば、その農家が、自分が頑張っている代は償還し切れなくても、その後に農地中間管理機構が引き受けてくれて、新しい担い手が活用してくれるということが前提であれば、再生産の意欲も持ってくれるんじゃないかという期待を持っておりまして、それがまだ制度的にできないというお話でありましたものですから、まあ制度ですから変えればいいわけですので、その点がどうなっているかについてちょっとお尋ねしたいと思います。

○川口農地・農業振興課長 前川委員、この前の代表質問のときも、このお話をされたと思っています。で、私たち、考えました、この分について。

まず、基本的な認識としまして、要は園芸ハウスというのは、やっぱり農地と同じような大事な、重要な経営資源と思っています。まず、農地中間管理機構に入ります前に、そういう重要な資源をやっぱり活用していかないといけないということで、現在、単県事業のほうでも、やっぱり遊休化しているハウスがございます。この遊休化しているハウスについて、まあ中古ハウスなんですけれども、これはやっぱり改修、補修をします。そのハウスについても、規模拡大をしたいという担い手に対する集積を進めております。これは3つのJAでございますけれども、基本的には農地と一体となってハウスを借り受ける場合が多いでございます。

もう一つの話なんですけれども、農地中間管理機構、これはハウスと農地を一体的に借りる場合については、借りることはできます。これは法律上できますので、ただ、ハウスだけを借りるということではできない仕組みになっています。

昨年も、たくさんの農家の方から、やっぱりハウスを借りたいあるいはハウス用の農地を借りたいという申し込みがあったんですけども、なかなかその需要に応えるようなことができていないような状況です。

先ほど申し上げましたとおり、貸し付け実績に至ったものは、やっぱり208ヘクタールしかなかったと。ところが、1,000数百ヘクタールの農地を借りたいという要望があったわけなんですけれども、これにつきましては、委員おっしゃったとおり、安心してやっぱり再投資できるような方、高齢者の方がですね、できるような仕組みについて、要は2つあると思っています。

1つは、貸し付けの年数、それと賃料の問題、それと、あるいはハウスですので、やっぱり自分のものに買い取りをしたいという方もいらっしゃるかもしれません。その売買と貸借、こういうものについて、県だけではなくて、農地中間管理機構、それとやっぱり地元のJA、市町村、これとやっぱり問題意識を共有しながら、来年度に向けて具体的に検討を進めていきたいというふうに考えています。

○前川収委員 来年に向けてじゃなくて、この災害で復旧なさるときに、そういう御提案をいただいて、高齢者の農家の方がもう復旧しないという、仮にそういう話があった場合には、今のようなお話を提案いただいて、当面頑張れるうちは頑張ってくださいと。もうそれは肉体的になかなか難しいということになったときには、今言ったように、県やそれから市町村、それから中間管理機構、JA、一体となって、その投資なさったものが無駄にならないように、きちっと引き受けますという話をしてもらえれば、再生産の意欲がまた湧いてこれられると思いますので、来年じゃなくて、できればこの災害からやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○川口農地・農業振興課長 しっかりその説明をしてまいりたいと思っています。

○前川収委員 よろしく願います。

○浦田祐三子委員長 ちなみに、済みません、先ほどの3JAってどこですか。

○川口農地・農業振興課長 まず、JA玉名ですね。そして、宇城、JA球磨。これは14JAございますけれども、昨年、事業実施に取り組みますかということで希望調査をしました。もともと2つのJAを取り組み主体と

して考えていたんですけれども、3つのJAから取り組みたいというお話がございましたので、3JAをやっぱり指定しまして、昨年度から頑張っていたいただいているところです。

○前川収委員 できれば、被災地域のJAがそれになっていないところも——今話を聞けば、あるわけありますから、それらのJAにも話をしてください。でないと、その地域指定をしているところしかできませんなんていう話じゃ困りますので。

○川口農地・農業振興課長 今のところ、2年間の継続事業という形で昨年から取り組んできているわけなんですけれども、この事業については、先ほど申しあげましたように、やっぱりそういうシステムをつくるのが大事だと思っていますので、そのシステムづくりも含めたところで、関係団体、農協のほうにもこういう話はきちんとやっぱりしていきたいというふうに考えています。

○浦田祐三子委員長 ぜひよろしく願います。

○山本秀久委員 まず最初に、私は、ちょうど47、48年ごろの造林資金の問題が改革されたかどうかをちょっと聞きたい。

あのころの造林資金は、我々森林の山主には、あんまりいい問題じゃなかったんだ。よく波及しなかったような状態を私はやったことがあるけれども、3年ぐらい造林資金を借りたことがある。そういうときに、そのシステムが、どうしても山林所有者に対してはあんまりよくなかった感じがしてならないんだ。

そのときはなぜかという、林業公社とか国の人夫賃が、どうしてもその当時の地域の山林に対しては、大変重かった。だから、その当時の国のやり方というのは——その当時

の造林資金の問題とか、改革されたかどうかをちょっと聞いておきたい。現在の造林資金はどういうふうな状態になっているか。

○山口団体支援課長 団体支援課でございます。

大変恐縮でございますけれども、従前の農林資金のその課題というのは、申しわけございません、私、ちょっと存じておりませんが、現在、農林資金につきましては、例えば、林業であれば林業、農業であれば農業、それぞれ農林団体の方々とも意見交換しながら改善に努めておるところでございますので、現時点で、委員がおっしゃられたような方向、課題というのがちょっと私まだ見えないものですから、今後、しっかりその辺、また関係団体等、意見を聞いてまいりたいと思います。現時点では確認してございません。

○前川収委員 造林たい、造林。

○山口団体支援課長 造林ですか、失礼しました。

○赤羽森林整備課長 森林整備課でございます。

かつて、その造林資金がいろいろ、貸し付けの関係ですかね、やはりいろいろと金利が高うございました。それで、委員御指摘のとおり、公社も、そういう意味では、当時借りました金利が大変高くて、その部分に非常に今支払いの際に金利がかさんでいるというようなことがございます。

現在は、当時のような金利ではなく、改善されてきていると思いますけれども、公社につきましても、その当時の金利の部分については、これは熊本県だけの問題ではなくて、全国的な問題ですので、同じような状況を抱えている県が全国にございますので、共同歩

調を合わせまして、国のほう、公庫のほうに、その辺の金利の繰り上げ償還等々、働きかけているところでございます。

○山本秀久委員 1つは、その現状を把握しといて物事を考えていかんと、あの当時は、ちょうど山は松くい虫にやられて、大変整備をしなければならぬ状態だったわけだ。そういうときに、どうしても松くい虫の駆除をしなければならぬ、そして植え付けをしなければ、次の世代に残る森林というのははげ山になってしまうんだ。そういう状態のときに、そういう国の造林資金の問題というのは、大変な重みを感じたわけだ。それを乗り越えてようやく今日までもってきたんだけど、もうちょっと林務——国の林務の関係がちょっとおかしかったよ、あの当時は。

だから、しっかり地方のことをよく考えた上で、山のことに詳しい人間がやっぱりやると困るわけだ。だから、そういうふうにして、さっき前川委員からも話があったように、農業の問題にしても、昔はもうちょっと——農業普及員というのがあって、その普及員の働きというのは大変重要な役目を果たしたとった。それが、今ちょっと薄れているような感じがしてならないわけだ。

だから、そういう意味も含んで、農業、林業に対して、そして水産に対しても、地域の振興局なんかの普及員の問題点をよく把握しとかんと、本庁はよくわかってない点もあるから、そういう点はよく関連して今後進めてもらいたいという意味で申し上げたわけだ。そういう点をよく理解してくれ。

○前川収委員 昭和40年代の造林資金という部分については、私は、当然存じてはいたしません。ただ、当時は、やっぱり山の値段が上がっている、高い、今と比べて材価が高い時代の流れの中で、貸し付け制度というものがあつたと思います。

ただ、よく考えると、今、林野庁が、これまでは独立会計の特別会計だったのが、結果として今は一般会計に移行されてきたというのは、国有林を管理している林野庁ですら、いわゆる採算性がもう立たないということが大前提で特別会計から一般会計に移行してきたということを考えると、例えば今山本委員がおっしゃったような、大規模な所有林が松くい虫の被害に遭いましたと、そして、それを駆除して、なおかつ再造林をしなきゃいけないというようなケースが今仮にここであった場合には、林務としては、どういう手当てをなさるかですね。

それは、当時の話と今の話は少し時代的な背景も違うというふうに思いますから、仮定の話で恐縮ですが、そういうときにはどういう手当てがあるのかをちょっと教えてもらえればと思います。

○山本秀久委員 今前川委員から言われたのにちょっと関連して言うけど、その当時の国有林を民有林に切りかえるわけだ、国が。国有林を伐採して人工林に変えるのがおかしかったというのが私は印象に残っているわけだ。なぜそういうことをするんだ。国有林の立派な木があるのに、民有林に変えて、人工林に変えるということはおかしな話なんだ。

○前川収委員 天然の国有林を切って人工林に変えてきたと。

○山本秀久委員 今前川委員から言われたのに関連して、そういうこともつけ加えておきたいと。そういう状態だった。

○赤羽森林整備課長 森林整備課でございます。

前川委員の御質問に対しましてお答えいたしますけれども、現時点では、そういった仮に大規模な森林、病虫害等にやられて森林空

白地域ができたときに、そこを再造林するための手だてというのは、国のほうの造林事業に頼るしかないのかなというふうに考えております。

その場合、1つは、国のほうの造林事業を、必要な予算をつけてもらうように手当てしてもらおうということと、また、そういう特殊な例に対しまして、何か特別な措置をってもらうというようなことが1つ対応として考えられるというふうに、個人的には思っております。

あと、県のほうといたしましても、国がまず第一とは考えておりますけれども、そこに至らない部分につきましては、単県の事業で何か対応できることはないかというのを、よく検討すべきではないかというふうに思います。

それから、山本委員からの御指摘ですが、かつて奥地の天然林等々を伐採して開発していったというようなことでございます。

私も、今から思えば、それはいかななものかというようなことは思いますけれども、まあ私もあの当時、その時代に生きていなかったものですからあれですけれども、いろいろな文献等々、資料等々を見る限りにおきましては、当時は、木材が唯一のあらゆる燃料ですとか、建築資材ですとか、その他もろもろ重要な資源でございまして、それがゆえに木材需要が大変旺盛で、高値で取引されていたというようなこともあったかと思っております。

そうした中で、当時の大手の新聞の社説なんかを見ますと、やはり木材需要が旺盛で、価格が高騰して大変だと、国民が大変困っていると、その中で、例えば国有林は木材を出し惜しみしているんじゃないかと、そんなような論調も見られております。

そういう中で、いろんな要因があったとは思いますが、やはり木材生産をもっと

していかなければいけないというようなことで、そういった奥地のほうも開発するというようなことに至った部分もあったのではないかとというふうに考えております。

しかしながら、時代が変わりまして、いろいろ木材以外の資材も出てきております。また、木材需要をめぐる状況も変わりつつあります。また、自然環境に対する国民の認識もまた変わりつつあります。

そうした中で、今ようやく主伐期を迎えている時期でございますので、今後、木を伐採して植えかえていくときには、当然過去の反省を踏まえて、木材生産に適した場所にはそうした木材生産を積極的にやるし、また、奥地等々、自然・天然林に返していくところは、そのように整備をしていくというようなことをしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○山本秀久委員 そういう考え方で今後進めてもらう。反省はやっぱり進歩につながるから、そういう点をよく今後考えてやってください。

それともう1つ言っていることは、今前川委員が言った問題で、今そういうことをしようとする企業があるわけだ、農家だけじゃなくて。そういう農家の園芸、そしてその地域、台風でやられたりなんかして、後継者がいなかったり。そうしたときに、今度は企業が、そういうことをやってみようかという企業もあるぐらいだから、そういう点をうまく利用して、この熊本の総生産を確保することが必要ではないかという頭を持ってもらいませんか。そうすると、地域の振興局がそういう点はわかり把握しているから、そういう点よく調べてやってください。

○川口農地・農業振興課長 しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑は。

○磯田毅委員 この青色のほうの5ページですけれども、創造的復旧ということで、県と市町村で40%補助と、ハウスですね。そのときに、創造的復旧というのはどういうことかということが1つと、そして、耐候性ハウスのリースの終わる期間というのは、多分15年ぐらいだったと思いますけれども、この前、現場を視察したときに、なぜその耐候性ハウスでメロンをつくらんとですかとお聞きしたところが、やっぱりもう高齢で、後の負担がやっぱり重いと。しかも、1反当たり1,500万ぐらいかかる耐候性ハウスの償還はとても無理ということを経営者は言われましたけれども、そういうことも1つ、この15年から20年かかる中で、もう60歳過ぎた人たちが借りてというのは、やっぱりちゅうちょすると思いますけれども、そういった問題の解決はないのかということと、そしてもう一つは、これは花芽接ぎとか何か、秋に梨の葉っぱが落ちて、勘違いして秋に花が咲いたとき、春に花芽が来ないという、この花芽接ぎの状況、3分の1補助ですけれども、具体的にそれをちょっと教えてもらいたいと思いますけれども。

○潮崎園芸課長 園芸課でございます。

まず、1点目の創造的復興につきましては、今回の対策の中で2点ございます。1つは、ハウスですけれども、被災したハウス等、そのまま原状回復するというんじゃなくて、今後の台風にも多少でも耐えられるように、この復旧を機会に少しでも強化する、そういうことをやっていただくことを今回の支援の対象にするという意味で創造的復旧と。それを1つ。

それともう一つは、落果とか枝折れがひどうございましたクリに対しましても、クリの木の高さを低くしたクリ園については、多少

の落果はありましたけれども、余り影響がなかったということでございますので、今回、枝折れとかひどかったクリ園を、きれいに枝を剪定するとか、そういうことがこれから始まりますので、それにあわせて、そのクリ園をきちっと背を低くするような取り組みも、これもモデル的にやっていただくと。これも一つの創造的復旧ということにしております。

それから、リースハウスの耐用年数の話の絡みもございましたけれども、リースハウスは、かなり農協さんを事業主体にこれまでも進めてきたところでございます。

耐候性ハウスは、やはり熊本の園芸を支える一番の基盤だと思っておりますので、今後もこれは——今は国の事業で強い農業づくり交付金という、50%補助を使って今も頑張っていますし、これからも頑張るつもりでありますし、今回の台風被害の復旧の要望の中には、耐候性ハウスをやりたいんだという声もございますので、それにあわせて国のほうに強い農業づくり交付金の、例えば本年度の補正予算とか来年度の当初予算については、しっかりと配分していただきたいという旨を国のほうにもしっかりと要望をしておりますので、基本的には国のそういった事業を活用しながら、今後も耐候性ハウスの導入には積極的に取り組んでいきたいと思っております。

それから、3点目の梨の花芽接ぎでございますけれども、これは、特に氷川町の梨の現地を見て、生産者の方の意見を聞く中で、ことしはかなり梨の落果もひどうございましたけれども、葉っぱがかなりちぎれて落ちているということです。

これは、梨は——桜もそうなんですけれども、台風で葉っぱが散れば、冬が来たと勘違いするんですね。そして、この秋の暖かい日に当たると、春が来たと思って花が咲くと。多分、今桜があちこちよく咲いているのがあります。多分その現象と一緒に、不時着果

という、不時開花という専門用語なんですけれども、この氷川の梨園も、その不時開花が出るんじゃないかという生産者の意向がありまして、現在はまだそこまでは行ってないようでございますけれども、まだ今後やはり不時開花するおそれもあるということでございますので、県としては、そうなったときには、もう新しい花芽をよそから持ってきて花芽を接ぐという作業で、来年の花を確保するという技術的な方法がありますので。

ただ、これは、余り成功率というのが非常に少ないというのが、技術的にも非常に難しい、人手もかかる割にはうまく着果するという割合が少ないと。過去に1回、氷川町でやられまして、よくて3割、上手な人ですすね。平均して2割あるかないかぐらい。でも、最後の方法ですすね。方法としてはもうこれしかないということもありますので、現場のほうでは、この花芽接ぎも視野に入れたところで、今状況を見られているということで、もしこれが必要であれば、3分の1で支援をするというふうな対応を考えたところでございます。

以上です。

○磯田毅委員 わかりましたけれども、1つ、この耐候性ハウスというのは、私もハウスの専門家ですのでよくわかりますけれども、POという、ポリの0.15ミリの厚手のやつを張ったやつが普通耐候性と言いますが、実は、私の近所の耐候性ハウスは、この前の瞬間最大37~38メートルで剥げているハウスがたくさんあります。ですから、本当は耐候性になつたらぬわけですね。新しいのは剥げてないのもたくさんありましたけれども、そういった意味では、耐候性ハウスが全ていいかという部分については、やっぱり非常に自然の中では——通常は37~38メートルでも、部分的には50メートル吹いているところもあると。じゃあ、50メートルに耐候性は

果たしてそれに耐え切るかというのは、私はどうも耐え切れない。

ここ10数年、台風が来てないですので、やはり建てる農家の人たちは、屋根が高いほど実は涼しいものですから、そっち方面の、軒高が3メートル、4メートルとかいう大きな、高いハウスにというのが耐候性の中ではやってきていますけれども、これはやっぱり抑えていく必要があると私は思いますし、そして、1反に1,500万かかるこの費用を、例えば私の家は1町4～5反ハウスがありますけれども、これを全部耐候性ハウスに、県下1,000ヘクタール以上あると思いますけれども、そういったもの全て耐候性にする必要はないわけですので、優先してするのは、今度の教訓は、やはり育苗、野菜とかイチゴとか、トマトもちろんそうですけれども、メロンもスイカもですね。そういう育苗ハウスの耐候性ハウス化というのは、私は、非常に高くても効果があると。

そういう耐候性ハウスのこれから先の課題というのはありますけれども、もう一つは、やはり共済、ハウス共済の加入率が、非常に私は悪いとびっくりしたんですね。私は、栽培しているハウスは全部100%掛けていますけれども、現場で見ると、40%しかかかってないとかですね。まあ、確かにお金もかかりますけれども、やっぱり来たときは、自分で再生できるような対応をまず自分からとるという意味においては、やっぱり共済制度の加入率を上げていく必要があると。そのためのいろんな施策が私は必要になってくるかと思えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○潮崎園芸課長 園芸課です。

まず、耐候性ハウスの話がございましたけれども、先ほど私が申し上げました国の事業を使って今やっています耐候性ハウスは、風速50メートルまでは耐えられるという設計にな

っています。これは、ビニールが破れるとかいうことじゃなくて、パイプの本体がやられるかどうかというようなことをございます。

○磯田毅委員 しかしですよ、ビニールが破れば、中の作物がやられるわけですから、本当は。

○潮崎園芸課長 構造的にはそういうことで……

○磯田毅委員 ハウスは残っても、例えば中の農産物は被害を受けてなくなるということからすれば、やっぱり50メートル耐候性というのは、外の被覆材も持ちこたえる必要があると思えますけれどもね。

○潮崎園芸課長 そのポリの破れは、結構あちこちで生じたというふうにも聞いていますし、現場でも見ましたし、写真でも確認しています。

それ以下のハウスでも、実は何ともなかったというのもありまして、この被覆材は、そのポリとかビニールとか、材質もありますけれども、やはりしっかり固定をしているのかしてないのか、そういったところでも随分被害の程度が違っていると思えますので、そこら辺は今後も、しっかりと被覆材は固定してなるだけ破損しないような、そういった指導をしていく必要があるのかなと思えます。

それと、先ほど耐候性ハウスを基本に進めると言いましたけれども、耐候性ハウスじゃない、いわゆる委員おっしゃられるように、例えば育苗ハウスあたりも少し補強する、先ほど言いましたように、補強材を入れるとか、そういう形で強度を高めるとか、あるいは耐候ハウスでもない単棟ハウス用なのも多少補強をするような、そういった補強による耐候性の向上というの、一方では進めたいというふうに考えております。

園芸課からは以上です。

○山口団体支援課長 共済加入の件でございますけれども、委員おっしゃられますとおり、自然災害での対応のまず第一は、もう共済だと思っています。残念ながら、26年度実績で、施設園芸で本県54.2%ということで、まだまだ低い状況でございます。

何とかこれを高めるために、先般、関係課と農業共済組合と一緒に、加入促進のための検討会、それから、施設園芸だけじゃなくて、各品目ごとにプロジェクトチームをつくりまして、場合によっては国に対する制度改正要望も含めて、今後しっかり取り組んでまいりたいと思います。何とか共済加入促進を進めてまいりたいというふうに、取り組んでまいります。

○磯田毅委員 品目もふやしてもらいたいですね。

○山口団体支援課長 はい。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑は。

○岩本浩治委員 新規事業で、生きものと共生する産地育成モデル事業、その中に土着天敵を活用した病虫害防除の普及に向けた増殖ビジネスモデルの育成の経費ということで書かれていますが、これは何かようとつかめなくて、どういうふうな事業なのか、教えていただければと思います。

○下舞農業技術課長 当面、先ほど説明しましたように、技術的な見通しがついていますナスの害虫、これはウイルスなどを媒介しますコナジラミ等を食べる天敵を利用するというので、民間の会社に委託しまして、それをハウスで増殖しまして、県内のナス産地に一応配付して、その技術の拡大を図るという

ような事業でございます。

○岩本浩治委員 まず、ナスですね。

○下舞農業技術課長 はい、まずナスで取り組みたいと思っています。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 済みません、先ほどから磯田委員の質問でもありましたけれども、この前現地視察もさせていただきましたが、やはり生産農家の皆さんの声を聞かせていただきますと、大変来年の再生産に向けて心配される声がたくさんございました。

今回、早速県のほうでも手厚く金融支援ということで講じていただいておりますので、ぜひ関係金融機関に対しますしっかりとした周知をしていただければと思いますので、私からもお願いさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第9号から第11号、第50号につきまして、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号、第9号から第11号、第50号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第9号から第11号、第50号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、本委員会に今回付託された請願を議題とし、これについて審査を行います。

請第7号については、さきの議案審査の中で状況等について十分に話も出ましたので、ここでの執行部の説明は割愛をさせていただきます。

それでは、早速採決に入ります。

請第7号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第7号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、請第7号は、採択とすることに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項につきまして、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他の報告事項に入ります。

報告の申し出が1件あっております。担当課長から説明を受けた後に、質疑を受けたいと思います。

それでは、熊本県人口ビジョン(案)及び熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について説明をお願いします。

○白石農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

資料は、A3のカラー刷りの2枚がお手元に配ってあるかと思っておりますので、その2枚で説明させていただきたいと存じます。

まず、熊本県人口ビジョンでございます。A3判の人口ビジョンの概要をごらんください。

左側の上のほうでございますが、人口の現状について、本県の2014年の人口が179万4,000人となっております。

①の自然増減につきましては、約5,000人のマイナスということでございます。それから、②の社会増減については、約3,000人のマイナスでございます。

これによりまして、右の上のほうになりますが、2060年の人口、144万人を目指すということになっております。

その下の枠でございますが、このまま何も対策を講じなければ、2060年の人口は117.6万人まで減少するというふうな見込みになっております。

そういう中で、将来展望144万人というのは、合計特殊出生率が2030年までに2.0、それから、2040年までに2.1まで上昇して、社会減は2020年までに現在の2分の1に縮小するというところで推計して、最終的に2060年の人口を144.4万人にしたいというのが今回の人口ビジョンの目標になっております。

下のほうのグラフを見ていただくと、117.6万人で施策を講じて144.4万人にするというのが今回の人口ビジョンの概要でございます。

次に、もう1枚目の資料、A3判の熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)概要版をごらんください。

この総合戦略は、人口ビジョンで示しました人口の将来展望実現に向けまして、平成27年度から31年度までの5年間で推進していく施策をまとめたものでございます。

まず、左側の基本目標1から4まで、熊本の発展を支える産業と魅力ある雇用を創出するから4つ、県民が誇りを持ち、安心して暮らしを続けるまでの4つの基本目標を掲げてございます。

それで、その4つの基本目標のすぐ横に書いていますが、数値目標としては、社会減を1,430人に半減、5年間の出生数を7万7,350

人にする、それから、県民の総幸福量を70ポイントにするということで、この数値目標を3つ掲げてございます。

次に、取り組みの方向性と実現に向けた施策でございます。

右のほうに書いてございますが、大きくこの目標の実現に向けまして、新4カ年戦略の4つの取り組みの方向性を発展させて、大きく4つ、活力と雇用を創る、世界の中で輝く、安心・希望を実現する、未来の礎を築くという4つの取り組みの方向性を掲げてございます。

この中で、農林水産委員会、当委員会に最も関係する分としましては、活力と雇用を創るの(ア)地域の活力を牽引する農林水産業の展開ということで、幾つかの施策をここに、代表的な分を書いてございます。

まず、(ア)の一番上の四角印ですが、熊本型農業者育成の仕組みの構築ということで、3世代同居につながる親元就農、それから、新規参入など、農業を志す若者が円滑に就農、定着するような、相談から就農、定着までのトータルで支援する仕組みをつくるとか、次の——今でもやっておりますが、企業の農業参入、農地集積、6次産業化の推進などに取り組んでまいります。

それから3つ目が、森林経営集約化、新たな木材流通体制の整備などの山のしごとシステムづくりとか、水産資源の回復、養殖環境の保全・改善の取り組みなどの支援を行ってまいるといふことで、これらの取り組みによりまして、農業を初めとした1次産業を稼げる産業にして、魅力ある雇用を創出したい、地域の活力を創ってまいるといふことで考えています。

農業については、こういったことをやりながら、新規の就農者や雇用者を現在の620人程度から660人程度——年間です、目指したいというように考えております。

次に、世界の中で輝くの項目でございます

が、ここでは、農林水産委員会の関係としては、3つ目のポツで、農林水産物・加工品などの海外への販路拡大ということでございます。

農林水産物の加工品などの海外への販路拡大とか、海外に向けたトップセールス、海外事務所を中心とした現地活動、新たなマーケット開拓などに取り組んでいきたいというように考えております。

次に、安心・希望を実現する。ここでは、当委員会に關係する分としましては、(ウ)の女性参画の加速化、それから、若者・高齢者・障害者の活躍促進ということで、男女がともに自立して支え合う農山漁村の実現に向けた取り組みとか、それから、社会的な自立を目指す障害者が、その能力や適性に合った社会参加ができるような、農業と福祉の関係機関が連携した取り組みなどを進めていきたいというふうに考えております。

それから、未来の礎を築く欄では、(ア)の次代につなぐ地域づくりのところの一番最初のところでございますが、親元就農による3世代同居・近居の推進など、家族や地域のきずなの再生などに取り組むということでございます。

それから、その次の四角で、拠点集落への機能集約など小さな拠点づくりの推進ということで、熊本の自然や農山漁村の宝を継承していく取り組みを進めていきたいと思っております。

農林水産関係は、簡単に申し上げますと以上のようなところでございまして、この一番下の枠組みに書いてございますけれども、現在、この施策の推進に当たりましては、産官学金労言で構成します幸せ実感くまもと「まち・ひと・しごとづくり推進会議」というのが設置してございます。こういうところで課題の認識共有などを行いながら、協働してこの戦略を進めていくというふうにしてございます。

それから、本編のほうには書いてございますが、わかりやすい指標、K P Iを記載して、外部有識者を参画させていただきながら、効果検証を行うというふうになっております。

そういった取り組み、それから、市町村と県が方向性を共有しながら、そして連携しながら地方創生の取り組みに向けて取り組んでいくということで考えてございます。

簡単でございますが、こういった戦略で、10月末をめどに——もう一回この推進会議が開催されまして、10月末に策定されるということで、今スケジュールが組まれてございます。

私からの報告は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。

それでは、質疑に入りたいと思いますが、質疑はありませんか。

○山本秀久委員 この問題で、理想的なことばかり書いてあるけど、この基本というのは何なのかということは、親子世代と一緒に住めない環境だ。その親子世代と一緒に住めるような環境整備がおくれているということだ。そこから若者が定住できる環境整備もしてあげなきゃ、親子世代が生活できないような環境だ。

そして、今、よく世間的に、昔は、犬がほえても、せからしかと言った人間はいなかったんだ。子供が保育園で騒いでいても、子供の声がやかましいとか、学校のあれがやかましいとかと、そういう社会情勢はなかったんだ。なぜそういうことになったかという、環境が壊れてしまったわけだ。それはなぜかという、それまでに若者が定住できないような条件をつくってしまったから。そういうことを反省しなければ、こういうことは成り立たないんだよ。

親子世代と一緒に住めば、文化もつながるし、教育もなせる。介護もできるんだ。その3拍子が死んでしまった環境をつくってしまったということが大きな問題なんだ。だから、そこを改めてやればいいんだよ。その改めてやるような環境をつくれればいいんだよ。それは、国と県と町村が一体にならぬと、こういうのはできないよ。ただ理想的に掲げただめなんだよ。やるべきものをまずやらなきゃならぬ。そういうことだ。

○白石農林水産政策課長 山本委員おっしゃいますように、やはりこれまでの施策なり、縦割りの施策、それから過去の状況というのを十分検証して、反省しながらこの計画をつくってございますし、今後も、農林水産部でも、親元就農を推進したり、親子3代で住めるような、これは土木のほうになりますけれども、家の建築への助成とか、そういったものも含めてしっかり、今までの施策を反省しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○山本秀久委員 だから、まず手始めからやればいいわけだ。なぜかという、それには厚生省、文部省、それに自治省、そういうところがこれに目覚めなきゃだめなんだ。だから、ただ理屈ばかりやっとならないうが、やれるものから——1次産業で生活できるような環境を整備しないということは、若者が育つはずがないんだよ。1次産業が国の基幹産業だ。その基幹産業が重きをなさないで、何で若者が育つ。その地域性が発展するか。こういう理想的なことばかり言っとならないうが、だから、何かという、1次産業が成り立つような政策を用いる。早くしなきゃだめなんだ。そういうことを言っているわけだ。

以上たい。もう答えは要らぬよ。

○浦田祐三子委員長 よろしいですか。

○山本秀久委員 わかれればそれでいい。

○白石農林水産政策課長 まさに、我々農林水産部としましても、今回の地方創生は、熊本県の基幹産業であります農林水産業の再生、振興が大きな柱だというふうに思っておりますし、逆に、農林水産業の発展、振興なくしては地方創生ができないというふうに思っておりますので、今委員のおっしゃったようなことを踏まえて、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○山本秀久委員 答弁したからもう一回言う。

10年前にこの問題を言ったんだ、俺は。10年前にこのことは発言しとるはずだ。それさえ実行してないんじゃないか。それが国が取り上げたから動き出したような状態だ。なぜこれまで取り上げぬか。そしこたい。

○山口裕副委員長 ちょっと関連して発言させていただきますけれども、昨日ですか、朝からちょっと熊本の経済の状況について勉強する機会がありまして、そういった資料の中に、実は、熊本の暮らしやすさという側面から、熊本は農産品が安いという評価が出ていたんですね。実はすごくリーズナブルに農産品が買えるというのを、情報として聞くことができました。

ふと振り返って考えてみると、今回、台風被害でもそうでありますし、そしてまた、そこにある課題とかも考えてみますと、やはりコストをどう賄っていくのかということも、やっぱり農業を継続的に営む上で、すごく重要な要素ではないかというふうに思います。

そういった観点から、もう一度その農産品の価格について、もう一回、何というんですか、研究をしてみるということも進めていた

できればというふうに思います。

以上です。

○浦田祐三子委員長 今お話がありました山本委員、そして山口副委員長からもありましたけれども、やっぱり一番大事なところだと思いますので、ぜひ今後スピード感を持って実行に向けて取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに質問はありませんか。

○磯田毅委員 ちょこっと純粋な質問ですけども、この人口予想の中で、実は私の周りには外国人がたくさんおって、1%ぐらい多分八代にはおるとは思いますけれども、この全体の中には外国人は何か入っていますか。

○白石農林水産政策課長 国勢調査の数字でございまして、外国人も入っていると思います。

○磯田毅委員 わかりました。

○浦田祐三子委員長 じゃあ、よろしいですか。質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

最後に、その他に入りますが、委員の先生方から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付いたしております。

それでは、これをもちまして第3回農林水産常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時52分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長